

一般社団法人神奈川県剣道連盟役員選出方法

(会長の選出)

- 第1条 会長を選出する場合は、選挙管理委員会により選出過程を管理する。
- 2 会長の選出は次の場合に行う。
- ①会長最終任期終了時
 - ②会長が任期途中において解任決議された場合
 - ③会長が個人理由で退任を理事会へ届け出た場合
 - ④事故等により会長職継続不可能と理事会で判断された場合
- 3 会長1期目の終了時で引き続き再任を希望する場合は信任投票とする。
- 4 信任投票経過については、会長選出手順に準じて行うものとする。ただし、この場合他の立候補は募集しないものとする。

(選挙管理委員会)

- 第2条 選挙管理委員会は支部長3名で構成し、支部長会において選出する。
- 2 選挙管理委員会結成は会長任期終了年度12月1日までに、もしくは会長離任決定後直ちに行う。

(会長立候補者公募)

- 第3条 選挙管理委員会は結成後直ちに会長立候補者を公募する。公募期間は2週間とする。
- 2 公募方法は本連盟HPに掲示するほか、各支部、各代議員へ文書または電子的方法により通達する。

(会長立候補者)

- 第4条 立候補可能者は立候補時に本連盟に会員として連續10年以上在籍し、在籍中本連盟により戒告を超える処分を受けたことのない者に限るものとする。
- 2 会長立候補者の年齢は19歳から80歳までとする
- 3 役員規則第2条第3項、第4項により当該選挙に立候補できないグループを除く。
- 4 立候補者は以下のいずれかの推薦人を必要とする。
- ・現幹部3名以上の推薦
 - ・支部長5名以上の推薦
 - ・代議員20名以上の推薦
- 5 立候補を希望する者は期間内に次の書類を選挙管理委員会宛に送付するものとする。書類はA4サイズを用いるものとし、書式、用紙は特に指定しない。

- ① 最終学歴と職歴および剣道関連履歴を簡潔明瞭に記した履歴
- ② 立候補理由書
- ③ 推薦人全員の自筆署名

6 選挙管理委員会(選挙管理委員会解散後は理事会)において、立候補内容に虚偽があると確認された場合、その時点で当該立候補者は除名となる。この場合、除名のための諸手続は省略できる。

(会長立候補者確認)

第5条 選挙管理委員会は立候補希望者文書の書式や内容に虚偽や漏れがないことを立候補締め切り後 2 週間以内に確認しなければならない。

(会長選出選挙準備)

第6条 選挙管理委員会は前条による確認作業後直ちに、会長選挙のための総会開催を現会長に、現会長が欠の場合は会長代行者に要請する。

2 要請された会長もしくは会長代行者は 2 週間以内に臨時総会を招集する。ただし、定例総会が 1 ヶ月以内にある場合、この会を会長選挙の会として指定することができる。

(選出選挙)

第 7 条 会長選出、選任は総会において直接行う。

- 2 会長選挙時の司会は選挙管理委員長が行う。定例総会時に選挙を行う場合は選挙管理委員長による司会は会長選挙のみに限られる。
- 3 選挙は選挙権を持つ全代議員の 5 分の 4 以上が参加しなければ実施できない。
- 4 投票の前に各候補は選挙管理委員会があらかじめ決定した順序により、5 分以内に自己の立候補理由、会長となった場合どのような事業展開により当法人に資することができるかを表明できる。
- 5 出席代議員の過半数を超える票を得たものを当選者とする。
- 6 初回の投票で過半数を超える票を獲得する候補者がいなかった場合、2 番目までの多数票を得た候補者 2 名による決選投票を行う。
- 7 前 2 項で定める投票において投票数の過半数を得た者を会長と認定する。
- 8 投票は投票者無記名の投票用紙を行い、立候補者の氏名を記入、もしくはあらかじめ印刷された立候補者氏名に○印をつけ、投票箱等に投入する方法により行う。
- 9 立候補者が 1 名の場合は信任投票とし、投票用紙に○もしくは×を記入する方法により行う。
- 10 投票日に出席できない代議員は代理出席を依頼することができる。この場合、投票日の 1 週間前までに、自筆文書により、代理者の氏名、役職を明記した文書を

事務局宛に届くよう送付するものとする。

- 11 投票結果の確認は選挙管理委員 3 名と、参加した監事全員によって行う。
- 12 事務業務は事務局長指導のもと、事務局がこれにあたる。

(執行部理事選出方法　会長を除き、副会長、専務理事、常任理事、理事を含む)

第8条 執行部理事候補者は会長(会長予定者を含む)が選出する。

- 2 執行部理事候補者の選出後、各候補者は理事会の決議により選任され、総会の承認により選定され、会長が任命するものとする。
- 3 理事会における執行部理事選定の投票権は支部代表理事のみが有するものとする。
- 4 幹部会議メンバーは副会長7名以内、専務理事1名とし、会長を含め9名以内とし、役員規則第2条第4項の各グループが同数となるように選出しなければならない。ただし、会長の所属するグループの人数が他のグループを下回ることは許容されるものとする。

(選出時期)

第9条 執行部理事を新たに選任する時期は、前職者の任期を終える時期とする。

- 2 執行部理事が自己理由その他の理由で任期中に退職もしくは職務不能となった場合、会長は第8条に定める手続きを経たうえで、これを補うことができる。

(執行部理事の任期)

第10条 執行部理事の任期は1期2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(執行部理事の解任)

第11条 執行部理事は定款第10条第1項に定める会員資格の喪失があった場合自動的に解任されるものとする。

- 2 前項のほか、会長が決めた場合、支部代表理事の過半数を得た場合または監事全員の同意が得られた場合は、執行部理事の解任議案または動議を理事会に上程することができるものとする。
- 3 前項の解任議案または動議は、以下の方法で決議するものとし、総会の承認を得たうえで、当該執行部理事は解任されるものとする。
 - ・解任議案または動議を上程したのが会長の場合は、支部代表理事の過半数の賛成
 - ・支部代表理事の過半数を得た場合または監事全員の同意によって解任議案または動議が上程された場合は、全理事の過半数の賛成

(支部代表理事選出)

第12条 支部代表理事は当法人の傘下の支部において選出され、総会の承認により選任され、会長が委嘱するものとする。

- 2 支部代表理事は各支部から1名を選出するものとする。

3 選出方法は各支部へ一任される。

(選出時期)

第13条 支部代表理事を新たに選出する時期は前任者の任期を終える時期とする。

2 支部代表理事が自己理由その他の理由で任期中に退任もしくは職務不能となつた場合、支部は代わりの支部代表理事を選出できる。

(支部代表理事の任期)

第14条 支部代表理事の任期は1期2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(支部代表理事の解任)

第15条 支部代表理事は定款第10条第1項に定める会員資格の喪失があつた場合自動的に解任される。

2 前項の場合のほか、支部代表理事を解任する際の手続きについては第11条の規定を準用するものとする。

3 支部代表理事の選出母体支部により解任された場合は、自動的に当法人の支部代表理事の地位を解くこととする。

(監事の選出)

第16条 監事は支部長会により推薦、選出され、総会の承認により選定され、会長より委嘱される。

(監事の選出時期)

第17条 監事を新たに選出する時期は前任者の任期を終える時期とする。

2 監事が自己理由その他の理由で任期中に退任もしくは職務不能となった場合、支部長会は代わりの監事を推薦、選出できる。

(監事の定数)

第18条 監事定数は2名以上3名以内とする。

(監事の任期)

第19条 監事の任期は1期2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第20条 監事は定款第10条第1項に定める会員資格の喪失があった場合自動的に解任される。

2 前項のほか、会長が決めた場合、支部代表理事の過半数を得た場合または当該監事以外の監事全員の同意が得られた場合は、監事の解任議案または動議を理事会に上程することができるものとする。

3 前項の解任議案または動議は、以下の方法で決議するものとし、総会の承認を得たうえで、当該監事は解任されるものとする。

・解任議案または動議を上程したのが会長の場合は、支部代表理事の過半数の賛成

・支部代表理事の過半数を得た場合または当該監事以外の監事全員の同意によって解任議案または動議が上程された場合は、全理事の過半数の賛成

(特別役員の設置)

第21条 定款第32条により、当法人は特別役員として、名誉会長、名誉顧問、相談役、顧問を置くものとする。また審議員、審査員選考委員を置くものとする。

- 2 名誉会長は1名、名誉顧問は若干名、相談役は10名以内とする。顧問の人数については上限を設けないものとする。
- 3 審議員は若干名、審査員選考委員は5名とする。

(特別役員の選出)

第22条 特別役員は会長の推薦により、幹部会議および理事会の了承を得て、総会で選定され、会長により委嘱される。

- 2 名誉顧問は支部長会においても1名のみ推薦することができ、総会で選定され、会長により委嘱される。

(特別役員の任期)

第23条 特別役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第24条 顧問を除く特別役員は定款第10条第1項に定める会員資格の喪失があった場合自動的に解任される。

- 2 前項の場合のほか、顧問を除く特別役員を解任する際の手続きについては第11条の規定を準用するものとする。

本規約は法人設立時より有効とする。令和00年00月00日